

令和6年度事業計画書

I 活動基本方針

公益法人制度の抜本的改革に伴い、当法人会は平成24年（2012年）4月1日に「公益社団法人」として新たにスタートし12年目となり、組織運営・事業活動はほぼ定着したものと捉えることができる。

そのうえで令和6年度は、これまでの歴史や社会情勢を踏まえたうえで、あらためて「法人会の理念」である「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として積極的に各種事業活動に取り組んでいくことを基本方針とする。

また、こうした活動を一層充実したものにするためにも組織・財政基盤の確保、充実が必要であることから、引き続き基盤強化のための活動を展開していくとともに、会員相互の交流を一層深め協力体制の確立を図りつつ、公益増進のために以下に掲げる諸施策に取り組む方針である。

II 主な事業計画

1 税を巡る諸環境の整備・改善等を図るための事業

(1) 税制改正への提言

財政健全化は国家課題であり、本格的な歳入・歳出の一体改革を着実に実行する必要がある。また、我が国は先進国最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な社会構造問題を抱えており、持続可能な社会保障制度の構築を着実に進めていくことが求められている。

地域経済と雇用を担う中小企業は我が国経済の礎であり、日本経済の真の再生・発展のためにも経済活性化と中小企業対策は重要かつ喫緊の課題である。

これらを踏まえ、税のオピニオンリーダーとして、会員の意見・要望をもとに、税制改正要望をとりまとめ、関係者・関係機関に対しわが国の将来を展望した建設的な提言を行っていく。

(2) 税の啓発活動・租税教育事業

- ① 次世代を担う児童・生徒に税の仕組み等を理解してもらうため、租税教育の充実に努める。十日町税務署管内の小中学校を対象に、青年部会による「租税教室」、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進する。併せて、これに資するため租税教育資材等を全法連等と連携して配布する。
- ② 全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が主催し、全国法人会総連合等が後援する中学生の「税についての作文」事業については、十日町市租税教育推進協議会並びに津南町租税教育推進協議会の会員として協力し、税知識の普及啓蒙活動に取り組む。
- ③ 申告納税制度の一層の定着に資するため、消費税の「期限内納付」の推進と、令和5年10月から運用が開始された消費税のインボイス制度等について円滑な定着に向けた取組みに努める。

(3) 税に関する研修・セミナー事業

会員・市民に対する税知識の一層の普及啓発に努めることとし、これに資する有効な研修及び教材配布を行う。

また、インターネットセミナー（オンデマンド）を活用した豊富な一流の講師陣による映像と音声での社内研修や経営者の自己研鑽などの研修活動の充実に努める。

(4) 税に関する広報事業

会員のみならず広く一般企業・市民に対し、税の啓発や「e-Tax」の普及に資するため、ホームページや「法人会だより」のほか、訴求効果に配慮しながら各種媒体を利用した税関連広報を実施する。

また、税務署や税務関係団体連絡協議会と連携し、市民から税に関心を持ってもらうための事業に取り組む。

(5) 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスク軽減のために重要であることから、国税当局等と協力し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組む。

(6) 添付書類も含めた e-Tax の普及及び定着についての取組み

納税者の利便性向上、税務行政の効率化を推進するため、会員事業所に対し、添付書類も含めた e-Tax の普及・定着及びキャッシュレス納付の利用拡大等の電子化に向けた取組みについて周知を図る。

2 地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業

(1) 講演会・セミナーの開催事業

地域社会の活性化等を目的に、会員・市民を対象に政治経済情報や健康情報等をテーマとする講演会を開催する。

(2) 社会貢献活動への取組み

広く地域社会に貢献するための活動として、福祉施設への未使用タオルの寄贈や各地域に花の苗等を配布する「花いっぱい運動」及び清掃活動等に取り組む。

(3) 情報誌の発行

当法人会の「法人会だより」を発行するとともに、全法連情報誌「ほうじん」、県法連情報誌等を配布し、会員・市民等を対象に税の分野をはじめとして、経済、経営、健康等の幅広い分野に亘って最新の情報を提供する。

3 会組織の充実、全国各地の法人会との連携強化、会員支援のための親睦・交流に関する事業及び会員のための福利厚生事業

(1) 組織の強化・充実

当法人会においては、令和元年6月に642法人だった会員数が令和5年6月には609法人と、33法人減少した。その後、令和6年3月までに会員増強活動により、3法人の入会があったものの7法人が休・廃業等を理由に退会し、会員数605法人(加入率57.0%)となっている。

法人会活動の充実・発展のためには、組織基盤の強化が極めて重要であることから、特に10月から12月までの3か月を「会員増強強化期間」とし、+10社、加入率58.0%を目指して、理事、組織委員などの役員が率先して新規加入の推進を行うとともに、全法連、県法連との連携により効果的な対応策を展開する。

(2) 福利厚生事業

全法連では、企業が安定して繁栄するために、会員事業所のみならず社員も利用可能

な、さまざまなリスクをカバーする法人会独自の福利厚生制度を用意し、加入を勧めているところである。

当法人会としても、会員の福利厚生に資するため、また法人会の財政基盤の安定を図るため、協力保険会社との共催により、福利厚生推進連絡協議会を開催するなど、福利厚生制度収入確保のための活動に注力する。

(3) 会員支援のための親睦・交流等に関する事業

会員支援のために、異業種交流の一環として、会員間の情報交換や相互の親睦事業として、「バスハイキング」及び「親睦ゴルフ大会」を実施する。また、申告、納税の良好な会員事業所に勤務する経理業務に功労が顕著な者に対し、優良経理担当職員の表彰を行う。

(4) 青年・女性部会の充実

- ① 青年部会の活動の大きな柱である「租税教育活動」及び「部会員増強運動」さらに全法連青連協が進める「財政健全化のための健康プロジェクト」について、引き続き積極的な展開を図る。また、法人会アンケート調査システムの普及・活用に努める。

また、「県法連青年部会連絡協議会合同セミナー」の開催地法人会として主体となって取り組むとともに、県法連が担当する「局連青年部会連絡協議会合同セミナー」に積極的に協力する。

- ② 女性部会のあり方（指針）に沿って、「税に関する絵はがきコンクール」や、福祉施設への未使用タオルの寄贈等の社会貢献活動を積極的に進める。また、「食品ロス」削減への取組みについて検討を行う。

Ⅲ 管理関係

公益社団法人としての組織運営体制を確立するため、法律で定められた運営方法のとり諸会議を開催し、組織としての体制整備を行う。

また、法人会事務局としてのコンプライアンスの意識、ガバナンス強化、職員の資質向上を目的として、全法連・局連・県法連主催の事務局職員研修会・セミナーに積極的に参加し、事務局の基盤強化を図る。

Ⅳ その他、当会の目的を達成するための必要な事業

税の調査研究及び社会への提言事業に資するため、「全国大会」「税制セミナー」への参加、及び青年部会・女性部会の充実に資するため「青年の集い」「女性フォーラム」「局連青年部会合同セミナー」「局連女性部会合同セミナー」等に参加するほか、県法連独自の「青年部会合同セミナー」「女性部会合同セミナー」等へ参加する。